広報こしじ

第61号
新潟県三島郡
発行所　越路町役場
電話来迎寺局（代）300番
印刷所　北越印刷株式会社
長岡市福住1丁目

45年1月の人口動態（1月末日現在）

住民基本台帳人口

	戸数	人口	男	女
総帯	2,958	14,077人	6,811人	7,266人

12月の住民移動状況

		男	女	計
出生	25人	15人	10人	12人
死亡	20人	7人	13人	9人
転入	30人	12人	18人	19人
転出	28人	9人	19人	

今月の主要記事

▽都市計画区域内の建築には確認申請を忘れずに
▽青色申告で経営の合理化を
▽選挙権と住民登録
▽町民税と事業税の申告は三月十六日まで
▽交通災害共済に加入しよう
▽新入学児童、新入園児の交通事故防止運動
▽待ちどおしい新入学を前に
▽優良運転者を表彰

都市計画区域内の建築には確認申請を忘れずに

都市計画法に基づく都市計画区域が知事より指定され告示されると、建築基準法の都市計画区域の確認の必要な区域として平方メートル以上の建築物の新築、改築及び用途変更をする場合、建築主事の確認が必要になります。これは都市計画区域の市街化区域並びに調整区域も含まれ、確認申請書、正副二通を町役場を経由し県へ提出し確認を受けなければなりません。

1.確認申請上定められている諸基準について

(1)確認申請の必要な建築物以外は三十平方米以上、木造二階建以外は三十平方米以上の規模のものについては、建築士の設計監理を要し、これによる建築物の構造、敷地設備が基準法に基づく諸基準、命令に適合するよう計画されなければなりません。

特殊建築物（学校、集会場、旅館、車庫、浴場等）で百平方米をこえるものは今までのすみを頂点とする長さ二メートルの底辺をもつ、二等辺三角形の部分に建築物等が面積に算入されます。

(2)建築基準法第三十一条の規定で道路とは、幅員四メートル以上の道路に二メートル以上接していなければならず、現に道路巾四メートル未満一・八メートル以上の道路に二メートル以上接していても特定行政庁から指定されたものであること。

(3)建物の敷地は巾四メートル以上の道路に二メートル以上接していない場合は巾員四メートル以上の道路を設定し知事に道路の位置の指定を受け公告されなければなりません。又位置の指定を受けた道路が完成したときは築造主は道路完成届出書を知事に提出しなければならないことになっております。

(4)巾員が、それぞれ六メートル以下の道路が交わる「かど敷地」にあっては、敷地の隅角を挟む辺の長さ各々六メートルの二等辺三角形の部分を道路に含めなければなりません。

(5)道路の巾員と建築物の高さの関係については、前面道路の反対側の境界線までの水平距離の巾員の一・五倍又は前面道路の巾員の一・五倍に八メートルを加えたもの以下となければなりません。ただし住居地域内においては、敷地面積から三十平方メートルを引いたものの十分の六を、商業地域内又は用途地域内又は用途地域の指定のない区域内においては敷地面積の十分の七をこえてはならず、安全上、防火上、衛生上支障がないものは緩和されます。

越路町は二月七日旧来迎寺、石津地区が都市計画区域として、公示されました。市街化区域の決定されるまでの間は用途地域の指定のない区域として確認申請を行うことになります。

2.確認申請のほかにお願い

規則の着手前に必ず申請書を提出し確認の受理後、開始されるようお願いします。

お確認申請に疑問がありましたら長岡土木事務所、建築士等へ御照会下さい。

青色申告で経営の合理化を

青色申告制度は、昭和二十五年に設けられてから今年で二十一年目になります。この間、青色申告をする人の数はしだいに増加し、昭和四十四年三月現在、営業者や自由業の人で百四十六万人、普及率は国税に関係のある納税者だけについてみると五十一％となっています。特に所得百万円以上の営業者については、その八十％の人が青色申告をしています。このように青色申告をする人がふえたのは、税に対する関心が高まるとともに、青色申告が単に税金の面で有利であるだけでなく、毎日の取引を正確に帳簿につけることによって、事業の内容がよくわかり、経営の合理化などにも大いに役立つことが理解されてきたためと考えられます。

しかしまだ青色申告をしていない人もかなりいますので、一人でも多くの人が青色申告をされるようおすすめします。

そこで今月はこの制度のあらましについて説明することにしました。

一、青色申告をすることができる人は、事業所得、不動産所得または山林所得のある人です。

二、青色申告の特典は全部で三十四ありますが、この中で一般の人に関係の深いものをあげてみましょう。

㈠　青色専従者給与

青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族で、もっぱら事業に従事している人（青色事業専従者といいます）に支払った給与は、その金額が必要経費になります。もっとも、その給与の金額は、あらかじめ税務署へ届け出た金額の範囲内で、その労務の対価として相当であると認められる金額でなければなりません。

㈡　貸倒引当金

売掛金などの貸倒れによる損失に備え、貸倒引当金勘定を設けて、年末の売掛金の貸倒金の合計額の五・五％（金融業は三・三％）までの金額を繰入れた場合、その繰入額は必要経費とされます。

㈢　価格変動準備金、退職給与引当金

商品の値下がりによる損失に備えて価格変動準備金勘定を設けた場合、使用人の退職金の支給に備えるための退職給与引当金勘定を設けて、それぞれ一定の方式で計算した金額までの金額を繰入れた場合、その繰入額は必要経費となります。

四　純損失の繰越しと繰戻し

いろいろな所得を合計した結果、その年に青色申告をしている場合に、その年の損失について、その赤字（純損失といいます）の金額を翌年以降三年にわたって繰越すことができます。また、その年の分の純損失の金額を前年に繰戻して前年分の税金の還付を受けることもできます。

これを繰戻しといいます。

ただし、この繰戻しを受けるには、前年も青色申告をしていることが要件となっています。

農耕用の軽油は無税の油を

農耕に使う油（ほし軽油）は免税の安い油で耕耘したいものです。

免税軽油の申請は三月二十五日、二十六日の二日間、午前十時から午後四時まで役場で受付けます。

1.あたらしく申請する人

(1)どんな機械がはっきりわかる書類

(2)役場に届け出ている場合は役場の証明、その他のものは買った店の証明

(3)耕作面積証明

(4)印かん

2.去年申請した人で引きつづく人は

(1)使用者証

(2)耕作面積証明

(3)使用者証に押してある印かん

(4)免税軽油引取明細書

(5)使用者証の有効期限が四十五年五月三十一日以前で切れる人は機械の所有者の皆様にもちょっとご注意下さい。

(1)機械を買い換えたとき

はあたらしく申請する人と同じもの。

(2)機械を共同で使う機械の場合は全員の印かん

(3)人から耕耘をたのまれた人は頼んだ人の印かんと耕作面積証明

耕作面積証明は農業委員会が発行します。

選挙権と住民登録

昨年末の総選挙は公職選挙法が改正されてから初めての選挙であったために有権者の皆様にもちょっとご不便をおかけしたことと存じます。

公職選挙法第二十一条ではその市町村の住民基本台帳に記録されている人で、選挙人名簿登録の必要条件とされました。

今までは三カ月以上住んでさえいれば選挙人名簿にのせられたものが、今度はさらに住民登録がしてなければ選挙人名簿にのせることができなくなりました。

すなわち選挙権と住民登録とはいつもついてまわるということです。

今回の選挙でいくつかあった例ですが、越路町に住んでいながら転入届をして自動的に選挙人名簿に登録されない人、また住民登録は越路町にしく青色申告を始める人が何人かありました。

これらの人たちは、せっかく選挙権を持ちながら住所と住民登録が一致しないために、この市町村の選挙人名簿にものせられず、投票することができません。

転入した者は、住民基本台帳に記載第二十二条の規定により転入した日から十四日以内に市町村長に届け出なければならないことになっています。転入届とよう義務を果たして選挙権の行使という権利を得ることができるわけです。住所を移したら忘れず、すぐに転入届を提出しよう。転入届をした日から三カ月たてば自動的に選挙人名簿に登録されます。

町民税と事業税の申告は三月十六日までに

昭和四十五年度の町民税および事業税の申告の時期しく青色申告を始める人は、昭和四十五年三月十六日までに、税務署へ「青色申告承認申請書」を提出して、毎日の取引を帳簿に正しくつけてください。また、青色事業専従者に対する給与額を記載した「青色事従者給与に関する届出書」も、青色申告承認申請書といっしょに提出してください。用紙は税務署に用意してあります。

二、税務署では、できるだけ多くの人に青色申告をしていただくために、青色申告の指導専門の係を置いています。特に、青色申告をはじめて一、二年の人については、記帳の指導までの幅広い指導を行なっていますから、わからないことは遠慮なく税務署でおたずねください。

三、昭和四十五年分から新

（2）

新入学児童、新入園児
交通事故防止運動

3月21日～4月20日

新入学（園）期を迎え、きたる三月二十一日から一カ月間、新入学児童、園児の交通事故防止期間です。

この運動は、新入学（園）期に多発するこどもの交通事故を防止するため全町民が一体となって、家庭および学校で正しい交通のありかたを教えるとともに、登・下校時の安全の確保をはかり、この運動期間を通じて子どもの交通事故ゼロを目標としています。

とくに子どもの交通事故は登校時よりも下校時においおいです。登・下校はまわり道でも安全な道路をとおるように家庭でも学校にまかせにしないでよく注意してやりたいものです。

越路町では、交通事故防止運動にあたり次の事項を推進目標としています。町民総ぐるみ運動として推進しましょう。

一、正しい交通ルールのしつけの徹底

二、行政面における保護活動の強化

三、交通安全施設の点検整備

四、運転者に対する交通安全教育の徹底

一元気に登校する児童たち

1　会員加入状況

	越路町	県全体
加入者数（人）	5,999	487,587
加入率（％）	42.3	23.4

2　共済見舞金給付状況

等級	見舞金額	越路町 件数	越路町 金額	県全体 件数	県全体 金額
	千円	件	千円	件	千円
1	500	2	1,000	78	39,000
2	100	11	100	88	8,800
3	50	13	50	274	13,700
4	20	5	260	908	18,160
5	5	5	25	931	4,655
計		22	1,435	2,279	84,315
上記の他に傷害に対する給付		2	60	136	5,210
合計		24	1,495	2,415	89,525

入所生募集

施設の歴史

柏崎市保健指導所

昭和三十四年四月結核回復者更生施設として開設されたものであり、昭和四十二年八月、内部障害者の護施設として延べ増築され、現在は結核回復者のほかに新たに心臓機能障害者も入所できるよう施設は、心臓又は呼吸器の機能に障害のある者を収容し、適切な医学的管理のもとに、その更生に必要な指導及び訓練を行い社会復帰を容易ならしめることを目的としております。

入所資格

療養の過程を終た心臓機能、又は呼吸機能障害者で医師の診断によって後保護施設に入所し、なおも治療訓練を行なっても差支えないと認めた者。

入所費用

指導に必要な経費は無料です。食費の実費（一日二百二十円）は徴収する。ただし生活保護法による被保護者及び生活の困難な者については、食費は免除されるほか月三千六百五十円の日用品費及び月一千円の訓練手当が支給されます。

職業指導

職業指導は内部障害者として適職と思われる次の四つの分野にそれぞれ専門の指導員をおき、短期間に効率よく職業を身につけられるよう配慮されております。

孔版タイプ科
電気科
洋裁編物科
経理簿記科

なおくわしいことは役場町民課へ御相談下さい。

私たちと国民健康保険

(2)

越路町民は、どんな病気やけがをしても、国民健康保険（略して「国保」と呼びます）のおかげで安心して医者にかかることができます。

○運営は市町村

国民健康保険のしくみ

被保険者になると同時に、ふつうわたしたちがカードをもらいます。そして、わたしたちが病気やけがをすると、この保険証をもって お医者さんにかかります。

○治療費の一部を負担するだけで、そうすれば、病院や診療所の窓口で治療費のうちの一部分（三割分）を支払うだけで治療を受けることができます。残りの代金はお医者さんが保険者（市町村）に請求書を出し、それが正しいかどうかの審査を受けたのち、保険者が支払いいたします。このお医者さんに支払われるお金はわたしたち被保険者が毎月納めている保険料と国庫からの負担金（補助金）から出されます。国保のしくみは、おおざっぱにいうと以上の通りです。

○どんな利益があるか

国民健康保険の被保険者になると、どんなしくみになっているのでしょうか。国保の事業を運営するものを保険者といいます。保険者は市町村が住んでいる市や町や村がこれにあたります。わたしたちはここで加入の手続きをして被保険者となり、毎月きまった保険料（越路町は二ケ月分）を納めます。

※　国民健康保険の給付内容は、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金、出産手当金、埋葬料（費）、審査請求、高額療養費貸付制度、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、保険料の減額、保険料の納付義務、保険料の徴収方法、保険料の時効、一部負担金の減額・免除・徴収猶予、保険給付の制限、保険給付の時効、保険給付の調整、不当利得の返還、他の法律による給付との調整、届出、保険証、被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、被保険者証の返還、保険医療機関及び保険薬局、保険医及び保険薬剤師、療養の給付等の担当、診療報酬、一部負担金、保険医療機関等の指定、指定の辞退、指定の取消し等、保険医療機関等の責務、保険医及び保険薬剤師の責務、療養の給付等の費用の請求、審査及び支払、診療録等の提出、診療録等の保存、一部負担金の割合、一部負担金の支払義務